

戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画

はじめに

- ・ 今次の大戦により沖縄、東京都小笠原村硫黄島及び本邦以外の地域において死亡した我が国の戦没者（今次の大戦の結果、昭和20年9月2日以後本邦以外の地域において強制抑留された者で、当該強制抑留中に死亡したものを含む。以下同じ。）は約240万人に及ぶが、これらの戦没者の遺骨のうち収容又は本邦に送還されたものは、戦後80年を目前に控えた今もなお、約128万柱にとどまっている。
- ・ いまだ異郷の地には約112万柱の戦没者の遺骨が残されているが、戦没者の遺族の心情に鑑み、戦没者の遺骨の尊厳を損なうことのないよう、丁重な配慮をしつつ、戦没者の遺骨収集を着実に推進する必要がある。
- ・ 戦後80年を迎えるに当たり、戦没者の遺族が高齢化している現実を重く受け止め、一日も早く、一柱でも多くの戦没者の遺骨を収容又は本邦に送還し、戦没者の遺族に引き渡すことは、国の重要な責務であり、専門的な知見を有する者や幅広い世代の参画を得て、戦没者の遺骨収集に全力を挙げて取り組むものとする。
- ・ 政府は、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（平成28年法律第12号。以下「推進法」という。）第5条第1項に規定する戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画（以下「本計画」という。）に基づく施策を着実に実施し、定期的に評価及び分析するとともに、必要に応じ、本計画の見直しを行うものとする。

1 戦没者の遺骨収集の推進に関する施策についての基本的な方針

（1）国の責務

- ・ 政府は、推進法第3条第1項の規定を踏まえ、一体となって、国の責務として、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、及び確実に実施するものとする。
- ・ 厚生労働省は、国の責務を全うし、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の適正かつ確実な実施を図るため、推進法第10条第2項に規定する指定法人（以下「指定法人」という。）に、推進法第11条に規定する業務を実施させるものとする。
- ・ 厚生労働省は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の適正かつ確実な実施に当たり、統一的に責任を持って実施するための体制整備等

に取り組み、本施策の実施に係るガバナンスの強化等を推進するものとする。

(2) 集中実施期間

- ・ 戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の実施の状況に鑑み、推進法第3条第2項に規定する当該施策を集中的に実施する期間（以下「集中実施期間」という。）が令和11年度まで延長された。推進法の施行後、政府は、平成29年度まで今次の大戦の交戦国の国立公文書館等に所蔵されている文書等の収集（以下「各国の国立公文書館等における資料調査」という。）や戦没者の遺骨収集を実施する地域における現地調査といった戦没者の遺骨収集に必要な情報の収集（以下「情報収集」という。）に集中的に取り組んだ。今般の集中実施期間の延長を踏まえ、政府は、これらの情報収集等により得られた埋葬地と思われる地点が推定できる場所のうち国内外の情勢等の影響により調査を実施できていない約3,300か所（令和4年3月末時点）の情報及び新規に取得が見込まれる情報に関し、令和11年度までに、遺骨の有無の確認に関する現地調査を実施するものとする。その上で、相手国政府等の協力を得ながら、我が国の戦没者の遺骨であることを確認し、その結果を踏まえて集中実施期間に一柱でも多くの戦没者の遺骨収集を実施するものとする。

(3) 関係行政機関の連携協力

- ・ 厚生労働省は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を実施するに当たり、その円滑かつ確実な実施を図るため、外務省、防衛省その他の関係行政機関に必要な協力を求め、外務省、防衛省その他の関係行政機関は、可能な限り協力するものとする。
- ・ 具体的には、外務省は、本計画2（3）に掲げる関係国の政府等との協議等、関係在外公館における戦没者の遺骨収集を専門に担う担当官の配置等人員の提供、現地調査員の確保の支援、我が国の戦没者の遺骨の在外公館における一時保管、独立行政法人国際協力機構（JICA）に対する協力の要請その他必要な協力をを行い、防衛省は、東京都小笠原村硫黄島における遺骨収集に係る人員、重機及び物資の輸送支援、在島自衛官による遺骨収容支援その他必要な支援、また、自衛艦等の運航に際しての戦没者の遺骨の送還、防衛研究所の有する情報及び知見の提供その他必要な協力を行うものとする。

2 戦没者の遺骨収集の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策

(1) 実施計画の策定

- ・ 厚生労働省は、集中実施期間における毎事業年度開始前に、別紙（集中実施期間における地域ごとの取組方針）の内容に即して、次年度の戦没者の遺骨収集等実施指針（以下「実施指針」という。）を策定し、指定法人に示すものとする。なお、実施指針の策定に当たっては、各地域における情報収集の状況、国際情勢等を踏まえ、地域特性等に応じた取組目標等を可能な限り明確に設定し、事業の検証にも資するものとする。
- ・ 指定法人は、集中実施期間における毎事業年度開始前に、実施指針の内容に即して、推進法第12条第1項に規定する事業計画書（以下「事業計画書」という。）を作成し、厚生労働省に提出するものとする。
- ・ 厚生労働省は、戦没者の遺骨収集を総合的かつ計画的に実施するため、集中実施期間における毎事業年度開始前に、事業計画書等を踏まえ、次年度の戦没者の遺骨収集事業実施計画（以下「実施計画」という。）を策定するものとする。

(2) 情報の収集、整理及び分析

- ・ 情報収集については、厚生労働省の指導監督の下、指定法人が、必要に応じて現地の事情に精通した者や専門的な知見を有する者等各種の民間団体等の協力を得ながら、事業計画書に基づき、実施するものとする。ただし、今次の大戦の交戦国において機密指定されているため取得できていない情報に係る機密指定解除に向けた働きかけ等、相手国政府等との協議等を要する場合等政府の主体的な対応が要求される場合は、厚生労働省が、外務省等関係行政機関と連携し、実施するものとする。
- ・ 収集した情報の整理及び分析については、本計画の策定前に収集した情報も含め、厚生労働省が行うものとする。

(3) 関係国の政府等との協議等

- ・ 厚生労働省は、情報収集及び戦没者の遺骨収集の円滑な実施を図るため、外務省等関係行政機関と連携し、関係国の政府等と協議等を行い、現地住民等の関係者の理解促進等必要な協力を要請するものとする。
- ・ 厚生労働省は、我が国の戦没者以外の者の遺骨と思われるものが発見された場合には、外務省等関係行政機関と連携し、関係国の政府等に通報する等適切な措置を講ずるものとする。
- ・ また、厚生労働省は、米国等今次の大戦の交戦国を含め、関係国の政府等と戦没者の遺骨収集に関する必要な連携及び協力を図ることがで

きるよう、外務省等関係行政機関と連携し、調整を進めていくものとする。

- ・ 特に、米国については、平成31年4月に厚生労働省と米国国防総省捕虜・行方不明者調査局（DPAA）との間で取り交わした協力覚書を踏まえ、日米両機関の連携を進めるものとする。
- ・ さらに、国交がない地域における戦没者の遺骨収集については、関係行政機関が連携を図りつつ、国交がない地域との協議状況等を踏まえて対応するものとする。

（４）戦没者の遺骨収集の実施

- ・ 戦没者の遺骨収集については、厚生労働省の指導監督の下、指定法人が、必要に応じて現地の事情に精通した者や専門的な知見を有する者等各種の民間団体等の協力を得ながら、事業計画書に基づき、実施するものとする。ただし、相手国政府等との協議等を要する場合等政府の主体的な対応が要求される場合は、厚生労働省が、外務省等関係行政機関と連携し、実施計画に基づき、実施するものとする。
- ・ 厚生労働省は、戦没者の遺骨収集を実施するに当たっては、戦没者の遺骨収集に携わる者の資質向上を図る観点から、その職員等への研修を実施するものとする。
- ・ 厚生労働省は、指定法人と連携し、戦没者の遺骨収集について各種の民間団体等から円滑に協力を得ることができるよう、戦没者の遺骨収集に参加する者への安全配慮や健康管理の取組を実施するものとする。
- ・ 厚生労働省は、戦没者の遺骨収集を実施するに当たっては、当該遺骨が我が国の戦没者の遺骨であることの確認を着実に実施するものとする。具体的には、遺留品がある場合にはその分析を確実に行うとともに、当該遺骨の形質鑑定を行った鑑定人の見解を踏まえ、我が国の戦没者の遺骨である蓋然性が高い場合に、DNA鑑定用の検体（遺骨の一部）を採取して本邦に持ち帰り、他の部位は未焼骨のまま現地で一時保管するものとする。本邦に持ち帰った検体のDNA分析等を行い、専門家による総合的な判断を実施し、我が国の戦没者の遺骨であると判定された場合に、現地で一時保管している遺骨を焼骨して本邦に送還するものとする。なお、相手国政府等との間で当該相手国の地域における戦没者の遺骨収集の実施について特別の定めがある場合は、当該特別の定めに従うものとする。
- ・ 厚生労働省は、沈没した艦船において戦没者の遺骨収集を実施するに当たっては、観光ダイバー等の目に触れて遺骨の尊厳が損なわれているような場合に、技術面・安全面の検討を行った上で、可能な場合に収容を実施するとともに、遺骨を目にする可能性のあるダイバーや、海中で

の業務を行う関係事業者との連携を進め、積極的に情報提供を呼びかけるものとする。

(5) 戦没者の遺骨の鑑定及び遺族への引渡し並びに遺留品の調査・返還

- ・ 厚生労働省は、戦没者の遺骨の鑑定を実施するに当たっては、鑑定の迅速化及び高度化を進め、当該遺骨が我が国の戦没者の遺骨であることの確認を着実に実施するとともに、戦没者を特定し当該戦没者の遺族のもとへ遺骨を引き渡すものとする。
- ・ このため、厚生労働省は、令和2年度に厚生労働省に設置した戦没者遺骨鑑定センターにおいて、DNA鑑定による戦没者の遺骨の所属集団判定や身元特定、新たな鑑定技術の研究など、多岐にわたる科学的鑑定を一元的に進行管理するとともに、戦没者遺骨鑑定センター分室（DNA分析施設）及びDNA鑑定機関における戦没者の遺骨の鑑定の拡充、戦没者の遺骨の鑑定等に専門性を有する人材の確保など、戦没者の遺骨の鑑定等に関する体制の整備を行うものとする。
- ・ 厚生労働省は、収容又は本邦に送還した戦没者の遺骨から可能な限りDNA情報の抽出を行い、データベース化を推進するものとする。また、厚生労働省は、遺留品等の身元特定につながる手掛かり情報がある場合には、当該戦没者と関係すると思われる遺族に個別に呼びかけを行い、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、身元特定のためのDNA鑑定を実施するものとする。これに加えて、遺留品等の身元特定につながる手掛かり情報がなくても、厚生労働省がDNA鑑定用の検体を保管している全地域を対象に、DNA鑑定を公募により実施するとともに、遺族に対する戦没者の遺骨のDNA鑑定に関する周知広報を行うものとする。なお、DNA鑑定に使用しない戦没者の遺骨は、早期かつ丁寧に取り扱い、我が国の戦没者の遺骨であると確認されたものについては、火葬した上で、当該戦没者の遺族に引き渡し、又は千鳥ヶ淵戦没者墓苑若しくは国立沖縄戦没者墓苑に納めるものとする。
- ・ さらに、厚生労働省は、同位体分析の戦没者の遺骨の鑑定への活用を進めるとともに、戦没者の遺骨の鑑定等に関する研究を推進するものとする。また、関係国の政府等との協力関係の構築に努めるものとする。
- ・ 厚生労働省は、戦没者の個人名が記載された日章旗や千人針などの戦没者の遺留品について、厚生労働省が保管する資料等をもとに、都道府県や市町村等の協力を得て、遺族を調査し、返還を進めるものとする。

3 その他戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ計画的に行うために必要な事項

(1) 戦没者の遺骨収集に関する普及啓発

- ・ 厚生労働省は、次世代継承等の観点から、広く国民に対し、戦没者の遺骨収集に対する理解及び協力を得ることができるよう、展示会の開催やパンフレットの配布等により普及啓発を行うものとする。

(2) 戦没者の遺骨収集等の実施状況の公表

- ・ 厚生労働省は、戦没者の遺骨収集等の実施状況を、毎事業年度終了後速やかにとりまとめ、公表するものとする。

(3) 指定法人に対する指導監督

- ・ 厚生労働省は、指定法人の行う業務が適正かつ確実に実施されるよう、専門的知見を活用しつつ、指導監督を行うものとする。

別紙 集中実施期間における地域ごとの取組方針

- 集中実施期間における地域ごとの取組方針は、以下のとおりとする。一柱でも多くの遺骨を早期に収容又は本邦に送還し、遺族に引き渡すことが国の重要な責務であるとの認識の下、遺族の心情に鑑み、遺骨の尊厳を損なうことのないよう、丁寧な配慮をしつつ、この取組方針に基づく戦没者の遺骨収集を推進するものとする。

(1) 沖縄及び東京都小笠原村硫黄島

地域名	取組方針
沖縄	<p>厚生労働省は、各国の国立公文書館等における資料調査や民間団体等との連携により確度の高い戦没者の遺骨に関する情報を得た上で、沖縄県等と連携し、現地調査を実施し、沖縄県が実施することが困難な大規模な壕等について、入手した情報に基づいて戦没者の遺骨収集を推進するものとする。</p> <p>また、厚生労働省は、米軍施設及び区域内について、各国の国立公文書館等における資料調査や民間団体等との連携により確度の高い戦没者の遺骨に関する情報を得た上で、外務省、防衛省その他の関係行政機関と連携し、米国側の同意を得て、現地調査を実施し、入手した情報に基づいて戦没者の遺骨収集を推進するものとする。</p>
東京都小笠原村硫黄島	<p>「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議」（平成25年3月21日関係省庁申合せ）において策定された取組方針等を踏まえ、厚生労働省は、関係省庁と連携を図りつつ、戦没者の遺骨収集を推進するものとする。</p>

(2) 戦没者の遺骨収集を推進する(1)以外の地域

地域名	取組方針
中部太平洋諸島（(3)に掲げるものを除く。） フィリピン ベトナム・ラオス・カンボジア タイ・マレーシア・シンガポール ミャンマー インド 北ボルネオ インドネシア（西イリアンを含む。） 東部ニューギニア ビスマルク・ソロモン諸島 韓国	<p>厚生労働省は、各国の国立公文書館等における資料調査や現地の事情に精通し幅広い情報網を有する民間団体等との連携により有力な証言を得るなど確度の高い戦没者の遺骨に関する情報を得た上で、外務省等関係行政機関と連携し、現地調査を実施し、入手した情報に基づいて戦没者の遺骨収集を推進するものとする。</p>
旧ソ連（ウズベキスタンを除く。）・モンゴル	<p>厚生労働省は、抑留中死亡者の埋葬地等について、資料調査や民間団体等との連携により有力な証言を得るなど確度の高い戦没者の遺骨に関する情報を得た上で、外務省等関係行政機関と連携し、現地調査を実施し、入手した情報に基づいて戦没者の遺骨収集を推進するものとする。なお、これらの取組に当たっては、外務省等関係行政機関と連携し、国際情勢を踏まえて適切に対応するものとする。</p>
樺太・千島（北樺太を除く。）	<p>厚生労働省は、各国の国立公文書館等における資料調査や民間団体等との連携により有力な証言を得るなど確度の高い戦没者の遺骨に関する情報を得た上で、又は、他国による戦没者の遺骨収集が実施された際に、我が国の戦没者であると思われる遺骨に関する情報が得られた場合には、外務省等関係行政機関と連携し、現地調査を実施し、入手した情報に基づいて戦没者の遺骨収集を推進するものとする。なお、これらの取組に当たっては、外務省等関係行政機関と連携し、国際情勢を踏まえて適切に</p>

	対応するものとする。
--	------------

(3) 戦没者の遺骨収集を推進するために現地政府等との協議等が必要な地域

地域名	取組方針
中国本土 中国東北部（ノモンハンを含む。）	厚生労働省は、外務省等関係行政機関と連携し、中国側等と協議等を行い、その結果を踏まえて戦没者の遺骨収集を推進するものとする。
マーシャル諸島 マリアナ諸島	厚生労働省は、各国の国立公文書館等における資料調査や民間団体等との連携により有力な証言を得るなど確度の高い戦没者の遺骨に関する情報を得た上で、外務省等関係行政機関と連携し、現地調査を実施し、入手した情報に基づいて戦没者の遺骨収集を推進するものとする。 また、厚生労働省は、米軍施設及び区域内の調査について、外務省等関係行政機関と連携し、米国側と協議等を行い、その結果を踏まえて戦没者の遺骨収集を推進するものとする。
ウズベキスタン	厚生労働省は、抑留中死亡者の埋葬地について、外務省等関係行政機関と連携し、ウズベキスタン側と協議等を行い、その結果を踏まえて戦没者の遺骨収集を推進するものとする。
アリューシャン列島	厚生労働省は、アッツ島及びキスカ島内の調査について、外務省等関係行政機関と連携し、米国側と協議等を行い、その結果を踏まえて戦没者の遺骨収集を推進するものとする。